

プロジェクト 収益認識

項目 【検討項目 3-1】注記事項を定めるにあたっての基本的な方針

本資料の目的

1. 本資料では、審議事項(2)-1 にお示ししている特に審議する項目（検討項目）のうち、「【検討項目 3-1】注記事項を定めるにあたっての基本的な方針」に関連するコメントを検討することを目的としている。

公開草案の提案

2. 公開草案では、注記事項を定めるにあたっての基本的な方針として、次の対応を行うことを提案した。
 - (1) 包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを本会計基準改正案に含める。また、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本会計基準改正案に含める。
 - (2) 企業の実態に応じて個々の注記事項の開示の可否を判断することを明確にし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記しないことができることを明確にする。
3. また、上記の基本的な方針のもと、公開草案においては、顧客との契約から生じる収益に関する情報を注記するにあたっての包括的な定めとして開示目的「顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示すること」を設けることを提案している。
4. 本資料で検討する「注記事項を定めるにあたっての基本的な方針」の検討に関連する質問項目は次のとおりである。

質問 3（注記事項に関する質問）

（質問 3-1）原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めるという本公開草案の基本的な方針に関する質問

本公開草案では、包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを含めたうえで、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（質問 3-3）開示目的に照らして注記事項を判断するという本公開草案の基本的な方針に関する質問

本公開草案では、企業の実態に応じて、企業自身が開示目的に照らして個々の注記事項の内容を決定することを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

注記事項を定めるにあたっての基本的な方針に関連して寄せられたコメント

5. 注記事項を定めるにあたっての基本的な方針に関連して、公開草案の内容を支持する意見として、次のコメントが寄せられている。

原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めるという本公開草案の基本的な方針について

- (1) 同意する。
- (2) 同意する。収益は企業の経営成績を示す重要な財務情報であり、本公開草案における収益に関する注記事項に関する提案は、財務諸表利用者にとって重要性が高いと考える。また、本公開草案が提案する注記事項により、国内外の企業が作成する財務諸表の比較可能性が確保され、財務諸表利用者の経済的意思決定に資する有用な情報が提供されると考える。

開示目的に照らして注記事項を判断するという本公開草案の基本的な方針

- (1) 同意する。
- (2) IFRS 第 15 号と同様に包括的な開示目的を定める提案に同意する。2019 年 10 月 30 日に本公開草案と同時に公表された企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」第 4 項、企業会計基準公開草案第 69 号「会計

方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」第4-2項でも、「財務諸表利用者の理解に資する」という共通した基本観に基づく開示目的が示されている。この様な利用者目線に立って、新たな会計基準案が同時に提案されたことを非常に高く評価している。包括的な開示目的に照らして経営者が最も適切と判断した形式と内容で注記されれば、企業によって開示内容が大きく異なることが想定されるが、財務諸表利用者が積極的に改善を求めれば、利用者と企業の建設的な対話が促進され、本公開草案の実務への定着と開示内容の充実につながると期待している。

6. 一方、基本的な方針に関連して、主に次の点について見直し・明確化を求める意見が寄せられた。

企業の実態に応じて個々の注記事項の開示の要否を判断し、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記しないことができることを明確化している点については同意する。

しかし、当該基準は、国際的な事業展開・資金調達を行う上場企業のみならず、すべての上場企業、会社法上の大会社及び関係会社に影響が及ぶことになる。また、中小企業を含む買手企業にも影響を及ぼす可能性がある。こうした社会的に広範で大きなコストを伴う基準開発であるからこそ、IFRS 第15号をコンバージェンスすることの社会的なコスト・ベネフィットを考慮したうえで、注記規定を検討する必要がある。

その観点から、IFRS 第15号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めることは非常に過多であり、一部の注記については企業の実務負荷に対する財務諸表利用者のメリットが乏しいと考えるため、同意しない。

7. また、収益の分解情報、残存履行義務に配分した取引価格の注記については、改めて社会全体としてのコスト・ベネフィットを考慮した上で、開示規定を検討していただきたいとの意見が寄せられている。これについては、審議事項(2)-3-2において検討している。)

(事務局提案)

原則として IFRS 第15号の注記事項のすべての項目を含めるとする公開草案の基本的な方針に対する意見

8. 本公開草案の提案に従った場合、有用性の乏しい情報が提供される可能性があることについて懸念が示されている。この点、本公開草案により注記することになる可

能性のある項目は多岐にわたっているものの、企業が開示目的に照らして開示項目を判断することを提案しており、すべての項目について注記することは想定されていない。

9. 本資料第6項のご意見は、注記することになる可能性のある項目の範囲を狭めることを提案している。IFRS第15号において要求されている特定の注記項目がすべての契約の類型について有用な情報を提供しないと判断される場合には、当該注記項目を日本基準に取り入れないことも考えられる。しかしながら、事務局では、そのような注記項目はないものと考えている（具体的なご意見をいただいている「収益の分解情報」と「残存履行義務に配分した取引価格」の注記については、審議事項(2)-3-2参照）。
10. IFRS第15号（及びTopic 606）の注記項目は、国際的に有用と考えられる項目として現在、各国において開示されている。IFRS第15号とのコンバージェンスを図ることのコスト・ベネフィットを考慮した場合、特定の注記項目を除外せず、すべてを取り入れた上で、開示目的に照らして有用な情報を提供する開示項目を判断することとし、会計基準の運用において有用性に乏しい情報を開示しないということが考えられる。
11. 以上の検討を踏まえ、IFRS第15号の注記事項のすべての項目を収益認識会計基準に取り入れることを基本的な方針とするという公開草案の提案を引き継ぐことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

注記事項を定めるにあたっての基本的な方針に関する事務局の提案についてご意見をいただきたい。

以 上